

地域包括診療加算(地域包括診療料)施設基準

《認知症地域包括診療加算・認知症地域包括診療料 施設基準》

届出直しが必要な医療機関向け

「慢性疾患の指導に係る適切な研修」
～2年間に必須4カリキュラムコードを含む20時間以上～
受講証明書類の届出直しについて

大阪府医師会保険医療課

1. 届け出直しの規定

- ・近畿厚生局指導監査課に対する「地域包括診療加算」届出直しは、①基本診療料の施設基準等に係る届出書「別添7」(要捺印)、②2年ごとに、遡って2年間に20時間以上の研修を受講したことを証明する書類——を正副2部郵送する（地域包括診療料の届出直しの場合、①は「別添2」）

2. 手続き

- ・引き続き、地域包括診療加算、地域包括診療料（認知症地域包括診療加算、認知症地域包括診療料を含む）の届出を継続する場合、前回届出年月から2年後の前月中に近畿厚生局指導監査課あて届出直しをする必要がある（継続しない場合は辞退届を提出）
- ・「施設基準の届出受理状況」として、[近畿厚生局ホームページ上に医療機関リスト](#)（全届出点数）が公開されている。

3. 地域包括診療加算

- ・再診料の加算 20点（地域包括診療料とあわせて、平成26年度診療報酬改定において新設）
- ・診療所において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合に算定

4. 「担当医」研修要件

- ・「担当医」は、「慢性疾患の指導に係る適切な研修」を修了した医師とし、[担当医により指導及び診療を行った場合](#)に当該加算を算定

5. 「慢性疾患の指導に係る適切な研修」

- ・日本医師会生涯教育制度に係る研修であり、継続的に2年間で通算20時間以上を受講。20時間の講習の中には、カリキュラムコードとして29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修を受講しなければならない(かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含む(これら主治医機能に関する内容は、研修全般により網羅するとされカリキュラムコードの付与はない))
- ・2年ごとに受講しなければならない(継続的に受講)
- ・施設要件で別に示す「都道府県等が実施する主治医意見書に関する研修会」(介護相談対応に関する規程(こちらは2年ごとの受講は不要))とは異なる。

6. 受講を証明する書類(受講証明書)等の入手方法

- ・【大阪府医師会『生涯研修システム』受講証明書】発行方法
「地包加・地包診 受講証明書発行希望」と明記の上、「会員氏名」・「チケット番号」・「所属郡市区等医師会名」・「連絡先電話番号」・「通知票の送付先」を記載してFAX(06-6764-0267)にて大阪府医師会学術課まで送信 → 過去2年間に係る受講証明書を郵送

7. 周知・説明

- ・届出直しに関する事項を「社会保険通報」(平成29年1月号～3月号)に記事を掲載(別紙)